

「中間とりまとめ」に基づく方向性の整理（案）

認定制度の今後の在り方を議論するにあたり、中間とりまとめにおける論点に基づき、今後の方向性について整理した。

中間とりまとめを踏まえると、今後の方向性について概ね3つに分かれるのではないかと考えられる。

① 現行の原爆症認定制度を廃止し、全ての被爆者に基本的な手当（現行の健康管理手当相当額）を支給することとしてはどうか

（関連する中間とりまとめの記載）

- ・ 乖離を埋めることができないのだから、制度全体が破綻しているのではないかと
- ・ 被爆者であれば何らかの放射線の影響があるから、これを前提として、手当をはじめとする援護を行うべきではないかと
- ・ 現行の審査の方針では、残留放射線の影響が著しく軽視されているのではないかと
- ・ 被爆者であれば何らかの影響を受けているのだから、全員に手当を支給すべきではないかと
- ・ 全員に基本的な手当（現行の健康管理手当相当）を支給し、症状に応じて加算をしていくことで、段階的な手当制度を作るべきではないかと

② 裁判例等を踏まえた放射線起因性が無視できない程度のグレーゾーンを設け、医療度・介護度等により段階的な手当を設定することとしてはどうか

（関連する中間とりまとめの記載）

- ・ 放射線起因性の証明しがたい部分、科学の限界がある部分には、新たな制度を付加して救済をすべきではないかと
- ・ 手当の対象となる認定については、裁判例などを踏まえ、放射線起因性が無視できないという程度でのグレーゾーンを作るべきではないかと
- ・ 既存の制度の延長で、認定対象者を拡大しつつ、その上で、医療

- 必要度だけでなく、介護や日常生活支援の必要度などに応じた手当を設定することで、段階的な手当制度を作るべきではないか
- ・認定（手当の給付）の期間を限定することも考えるべきではないか

③ 法令で基準を明記することも含め審査基準を客観化し、相当程度判断が固まっているものを行政認定に取り入れることとしてはどうか

（関連する中間とりまとめの記載）

- ・裁判例や医療分科会の客観的な積み重ねを尊重しつつ、相当程度判断が固まっているものを救済の観点から行政認定に取り入れていき、乖離を埋めていくべきではないか
- ・要件に明確に当てはまらない場合の総合判断は必要で、新しい審査の方針のこういった仕組みを残し、医療分科会の知見を生かしつつ、新しい審査の方針を客観化するために、法令で規定していくことを考えるべきではないか
- ・医療特別手当をはじめとする援護を行う理由として、放射線の影響を無視することはできないのではないか
- ・放射線起因性は、科学的知見をベースとしつつも純粋な科学で説明できない部分があるものであり、法律上の要件として説明するものではないか